

青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

災害弔慰金の支給等に関する法律および同法施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けにかかる規定の一部を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「1年」を「3年」に改め、「世帯に属する者の所得の合計額が法第10条第1項に規定する要件に該当する場合は3年、」を削る。

第14条の見出し中「年率」を「利率および保証人」に改め、同条中「その利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「延滞の場合を除き、その利率を年1パーセント(保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「半年賦償還」を「年賦償還、半年賦償還または月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条から第15条までの規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）および同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けにかかる規定の一部を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 利率の規定の見直しおよび保証人の規定の追加（第14条関係）

ア 据置期間経過後における、延滞の場合を除く利率を年3パーセントから年1パーセント（保証人を立てる場合にあっては、年零パーセント）に改める。

イ 前記アに規定する保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする規定を追加する。

(2) 年賦償還および月賦償還の規定の追加（第15条関係）

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日

(2) 経過措置

改正後の条例の適用関係について、必要な経過措置を置く。

た世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。